

平成 25 年度 北海道包括外部監査の結果報告書（概要）

平成 26 年 3 月 12 日

I 外部監査の概要

1. 包括外部監査人

薄木 宏一（弁護士）

2. 選定した特定の事件（監査のテーマ）及び選定した理由

(1) 監査のテーマ

学校教育に関する事務の執行について

(2) 選定した理由

教育費は平成 25 年度一般会計予算では約 4,596 億円と北海道歳出全体の約 17% を占めている。一般会計の教育費の中には、市町村が運営主体である小中学校関係の歳出も含まれるが、これらを除くと、道立学校関係が歳出の最も大きなものであり、高等学校費及び特別支援学校費には、1,458 億円の予算が計上されている。

これらの学校教育が、適正かつ効率的な管理運営がなされているかどうかは、道民の関心も高いと思われるが、過去の包括外部監査においては、北海道教育委員会をメインの監査対象として取り上げたことはない。

そこで、学校教育に関する事務の執行について法令等に準拠しているか、また、事務の執行が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨（住民福祉の増進、最小経費で最大効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）に沿って管理運営されているかどうかについて監査することが有意義であると考え、包括外部監査における特定の事件として選定した。

3. 監査の対象機関

北海道教育庁（関係部局、当該所管機関及び財政援助団体）

4. 監査期間

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 1 月 31 日

5. 監査の着眼点

平成24年度の実績金額が1億円を超える事務事業を対象とした。なお、1億円を超えていても北海道に裁量の余地の少ない事業は対象外とし、逆に1億円に達していなくとも北海道の学校教育全体に影響の大きいと思われる事務事業を加えている。

また、監査の視点としては、大きく適法性・適正性、有効性、経済性及び効率性の観点から監査を実施している。

具体的には以下の項目を念頭において監査を実施した。

- 1 学校教育関連事業は、現在の社会情勢や道民ニーズなどを的確に反映しているか。また、事業は、有効的、効率的又は経済的に実施されているか。
- 2 教職員等の人件費に関する財務事務の執行は、関係法規に準拠して適切に行われているか。
- 3 道立学校の運営費に関する財務事務の執行は、関係法規に準拠して適切に行われているか。
- 4 学校事務について、一元化、集約化等により、経済的・効率的に実施されているか。
- 5 校舎、公宅等の教育財産の取得及び維持管理は関係法規に従って適切になされているか。また、有効に活用されているか。
- 6 その他財務事務の執行及び管理は関係法規等に従って適切・効率的になされているか。

< 監査対象事業 >

○人件費関連事業

- (1) 給料・諸手当・旅費等の制度に係る事務
- (2) 赴任旅費に関する事務
- (3) 非常勤職員報酬及び共済費
- (4) 非常勤給食調理員報酬
- (5) 学校職員恩給費

○教員研修関連事業

- (6) 教職員計画研修費（教職員計画研修）
- (7) 教職員計画研修費（学校安全指導研究集会費）

○学校事務の一元化等関連事業

- (8) 行革関連経費（教職員事務センター及び道立学校運営支援室の運営）
- (9) 北海道公立学校校務システム

○道立学校関連事業

- (10) 新しい高校づくり推進費
- (11) 公立高等学校生徒奨学事業費
- (12) 高等学校管理費（運営費関連）
- (13) 高等学校管理費（実習費関連）
- (14) 高等学校管理費（備品等整備費）
- (15) 高等学校管理業務委託費

- (16) 高等学校技能労務業務委託化等推進事業費
- (17) 高等学校情報処理設備整備費
- (18) 教育指導費（高等学校関連）

○学校の施設設備関連事業

- (19) 共済資金住宅購入年賦金
- (20) 福利厚生関連経費（公宅局部改修、解体）
- (21) 公宅長寿命化対策費
- (22) 再編関連施設整備費（廃校舎等跡利用促進整備費・廃校舎解体費）
- (23) 校舎等局部改修費（高等学校、特別支援学校）
- (24) 高等学校大規模改造費
- (25) 学科転換等校舎改修費
- (26) 産業教育施設整備費
- (27) 高等学校施設整備費
- (28) 学校体育施設整備費（高等学校・特別支援学校）
- (29) 道立学校防災対策整備事業費

6. 監査の結果

今後、是正若しくは改善を求めるもの、又は検討の必要があるものについて、次の区分により対応を求めた。

【指摘】	早急に是正または改善を求める事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2 件
【意見】	監査の結果に添えて提出する意見・・・・・・・・・・・・・・・・	2 件
	（有効性、効率性等の観点から検討の必要がある事項）	

また、包括外部監査人が今回の監査を通じて感じた点について、【所感】として記載した。（6件）

Ⅱ 外部監査の結果 ～指摘・意見の概要～

<指摘 2件>

事業名	北海道公立学校校務支援システム
<p>【指摘 1】</p> <p>北海道公立学校校務支援システムについては、道立学校は全て導入されており、活用の効果も見られていることから、全道で活用が進むことが期待される。</p> <p>しかし、システム開発に延べ約4.3億円の経費を投入し、市町村立学校の導入校が少ない現状からは、規模の効率化が働きにくく、有効的、効率的又は経済的な効果が十分に発揮されているとは言えないと考える。</p> <p>市町村立学校の導入校が増えることは、道立学校の運用経費軽減にもつながることから、引き続き、導入が進まない理由を分析し、市町村に本システムに関する情報開示を迅速に進めながら導入促進を図り、スケールメリットを働かせることを検討すべきである。</p>	

事業名	公立高等学校生徒奨学事業
<p>【指摘 2】</p> <p>平成23年度の北海道教育委員会と公益財団法人北海道高等学校奨学会との契約書について、貸付額（契約額）は、54億9,408万円であり、印紙税法上、印紙60万円分が必要なところ40万円分しか貼られていなかった。北海道教育委員会は印紙税法上の非課税団体であり、印紙が不足しているのは、契約相手ではあるが、契約を締結する公的機関としては、法律上必要な印紙が貼られているかどうか確認の上、契約する必要がある。</p>	

<意見 2件>

事業名	公立高等学校生徒奨学事業
<p>【意見 1】</p> <p>北海道教育委員会は、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じて、道内公立高校の生徒に奨学金を貸付けており、その原資を当該団体に貸付けしている。道財政がおかれている現状も考慮した上で、単年度貸付けの見直し等についても検討すべきである。</p>	

事業名	共済資金住宅購入年賦金
<p>【意見 2】</p> <p>高校の統廃合等に伴い、未利用となっている教職員住宅について、共済組合の年賦金が完済されるまでは、共済組合が所有していることから、道において処分することができない。道財政がおかれている現状も考慮した上で、繰上償還等についても検討する必要があると考える。</p>	